⑶　Subject matter of the contract : Construction of A New Housing at Miyako Island budget 2024FY

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : September 18, 2024, 12 : 00 noon

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : October 28, 2024, 12 : 00 noon

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Okinawa Defense Bureau, MOD 290―9 Aza-Kadena, Kadena-cho, Nakagamigun, Okinawa 904―0295 TEL 098―921―8131 (Ext. 160) FAX 098―921―8167

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

陸自宮古島（６）宿舎新設建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和６年８月23日

沖縄防衛局長　伊藤　晋哉

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47

１　工事名　陸自宮古島（６）宿舎新設建築工事

２　工事場所　宮古島市内

３　工事概要　本工事は、宮古島市内における以下の施設の整備に係る建築工事一式を行うものである。

１．宿舎　新設（ＲＣ－３／延べ面積　約2,700㎡）

２．自転車置場Ａ　新設（ＲＣ－１／延べ面積　約30㎡）

３．自転車置場Ｂ　新設（ＲＣ－１／延べ面積　約30㎡）

４．プロパン庫　新設（ＲＣ－１／延べ面積　約９㎡）

５．物置　新設（ＲＣ－１／延べ面積　約10㎡）

６．ごみ置場　新設（ＲＣ－１／延べ面積　約６㎡）

４　工期　令和８年６月30日まで

５　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　担当部局　〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290－９　沖縄防衛局総務部契約課　電話098―921―8131（内線160）

⑵　申請書の入手方法　すべて、電子データで交付を行う。なお、通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼する。依頼方法は、入札公告４⑵オに記載のとおり。

⑶　交付期間　令和６年８月23日から令和６年11月６日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後６時まで。最終日は正午まで。

６　申請書の提出

⑴　提出期間　令和６年８月23日から令和６年９月18日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。令和６年９月18日は正午まで。

⑵　提出場所　上記５⑴に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出すること。

なお、持参、郵送若しくは託送により申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和５・６年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、令和６年９月19日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時点に審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

７　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組み合わせとする。

ア　防衛省における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、1,000点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、830点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、沖縄防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　代表者は、平成21年度以降入札公告日までに元請けとして、完成・引渡しが完了した工事又は防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の５職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完成・引渡しが完了した同種工事実績を有すること。

①　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟当たりの延べ面積1,500㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。

②　県内の離島（宮古島を含む）において、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。

①及び②は同一契約でなくてもよい（ただし、ＪＶの場合は、ＪＶ代表者以外の構成員が②の実績を有していればこれを求めない）。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）

代表者以外の構成員は、平成21年度以降入札公告日までに元請け又は防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、①鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟当たりの延べ面積700㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。②県内の離島（宮古島を含む）において、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること。①及び②は同一契約でなくてもよい（ただし、ＪＶ代表者又は他の構成員が②の実績を有していればこれを求めない）。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）

なお、当該実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事で入札説明書に示すものにあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。